

社会福祉法人平川市社会福祉協議会 平賀事業所  
介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平川市社会福祉協議会が設置する平賀事業所（以下「事業所」という。）において実施する平川市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等の利用者に対し、適切な第1号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が可能な限り、その者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 4 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して、適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ①社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 平賀事業所  
②社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 平賀事業所 碓ヶ関（サテライト）
- (2) 所在地 ①青森県平川市柏木町藤山16番地1（平川市役所 第2庁舎）  
②青森県平川市碓ヶ関三笠山120番地1（平川市碓ヶ関地域福祉センター内）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、業務の状況により、職員を増減員することができる。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

- ①第1号訪問事業計画等の作成等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携に関すること。
- ③従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ④従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 2.5名以上(うち1名以上はサービス提供責任者と兼務)

訪問介護員等は、事業の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間は、午前8時から午後4時45分までとする。

(第1号訪問事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助
- (2) 身体介護

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、「平川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明したうえで、重要事項説明書(兼)契約書へ同意する旨、署名を受けるものとする。
- 3 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、同意する旨、署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、平川市の地域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電

話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者がサービスを利用する上で、健全な介護サービスの運営のための禁止事項について、次のような行為に該当した場合、サービスの利用を停止するものとする。

(1) 政治活動、選挙活動、宗教活動、及び勧誘、またはこれに類似する行為

(2) 健全な交流を妨害する行為

(3) わいせつな内容、表現、及び誘発させる行為

(4) 法令や公序良俗に反する行為

(5) その他、当事業所が不適切と判断する行為

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置の状況について記録をするものとする。

4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づ

き、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

- 2 従業者は、防火管理者の指示に従い、年2回行う消防訓練実施計画による消火、通報、避難の訓練に参加し、普段からの災害緊急時に対応する体制を整え、利用者の保護に当たらなければならない。そのための設備機器の点検を行う。

#### (苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者及び家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の了解を得るものとする。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のため、「障害者・高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針」にしたがって、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

## (6) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### (身体拘束について)

第17条 事業所は、事業の提供に当たっては、「障害者・高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針」にしたがって、利用者等の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならぬものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならないものとする。

### (業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (ハラスメント等について)

第19条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### (その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、次の通り研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内

容とするものである。

- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人平川市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第21条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を平川市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に第1号訪問事業を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則 平成30年 4月 1日 一部改正

(第1条・第2条・第3条・第5条・第7条・第8条・第11条・第13条・第16条)

附 則 平成31年 4月 1日 一部改正

附 則 令和 3年 7月 1日 一部改正

(第5条・第8条・第10条・第11条・第12条、第13条・第14条・第15条・第16条・第17条  
第18条)

附 則 令和 4年 4月 1日 一部改正 (第4条)

附 則 令和 4年 9月26日 一部改正 (第4条)

附 則 令和 5年 4月 1日 一部改正 (第5条)

附 則 令和 5年 7月 1日 一部改正 (第5条)

附 則 令和 5年11月 6日 一部改正 (第4条・第16条・17条)

附 則 令和 6年 4月 1日 一部改正 (第5条・第10条・第18条・第19条・  
第20条)

附 則 令和 6年10月 1日 一部改正 (第19条・第20条・第21条)